

# 公益社団法人北九州市獣医師会総会運営規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会（以下「この法人」という。）における総会の議事に関する事項について定め、それによって適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

## 第2章 会員等の出席

### (会員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする会員は、受付において、あらかじめ用意された出席者名簿により出席の確認を行う。

### (会員代理人の出席)

第4条 会員の代理人として出席しようとする者は、受付において代理権を証明する書面を提出し、その資格を明らかにしなければならない。

### (会員以外の者の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 この法人の職員及び弁護士等の外部専門家は理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて補助者として総会に出席することができる。

## 第3章 議 長

### (資 格)

第6条 総会の議長となる者は、定款第18条の規定の定めによる。

2 総会の副議長（1名）、書記（2名）、議事録署名人（2名以上）も前項に準ずる。

### (権 限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し議事を整理するため必要な処置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第8条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議にあたっては職務を行うことができる。

## 第4章 議事

### 第1節 開会

(開会の宣言)

第9条 議長は、議事の開始にあたり会員の出席の状況を確認の上、開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の変更)

第10条 議長は、会員の出席が定足数に満たないとき、その他議事を開始するにつき重大な支障があると認めるときは、議事の開始時刻を変更することができる。この場合、既に入場している会員に対し、変更後の開始時刻を遅滞なく報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第11条 議長は、開始を宣告した後議事に入る前に、会員の出席の状況を報告しなければならない。

2 前項の報告は、副議長に行わせることができる。

### 第2節 議題の審議

(議題の審議順序)

第12条 議長は、招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。

ただし、議事の進行上必要と認める場合は理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第13条 議長は、議題を付議した後理事会に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事会は、議長の許可を得て補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による会員提案にかかる事項については、議長は当該会員に議案の説明を求めるとともに、理事会又は監事に対しては提案に対する意見を求めるものとする。

### 第3節 会員の発言

(発言の許可)

第14条 会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第15条 会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、会員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第16条 議長は、次の発言に対して必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第17条 会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

#### 第4節 質問

(説明義務者)

第18条 理事会に対する質問に関する説明については、会長又は会長が指名した理事が行う。

2 監事に対する質問に関する説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事会は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第19条 理事会又は監事は、会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒否)

第20条 理事会又は監事は、質問が次の理由に当たるときは説明を拒否することができる。

- (1) 質問が総会の目的事項に関しない場合
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合

- (3) 説明することによりこの法人その他の者（当該会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他正当な理由がある場合

## 第5節 動議

### （修正動議）

第21条 会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、正当な理由ある場合は省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

### （議事進行等に関する動議）

第22条 会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出された場合、議長は他の議案の審議に先立って採決しなければならない。

### （動議の却下）

第23条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

## 第6節 休憩

### （休憩）

第24条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

## 第7節 審議の終了・採決

### （質疑・討論の打切り）

第25条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする会員などがある場合でも、これを打ち切っ

て審議を終了し採決することができる。

(採 決)

第26条 議長は、各議案ごとに採決しなければならない。

ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

2 理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(採決の順序)

第27条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席会員の範囲)

第28条 総会の決議については、出席した会員本人及び代理人を出席させた会員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに本法人に提出した会員の各議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した会員の議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第29条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第30条 議長は、採決について賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第31条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

## 第8節 終了

(延期又は続行)

第32条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。

らない。ただし、その決定は議長に一任することを妨げない。

3 議長は決定した日時及び場所を総会に出席した会員に通知しなければならない。

4 延会又は継総会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第33条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、議事の終了を宣言する。

(議事録)

第34条 総会の議事録は、議事の経過及びその結果、法令で定めるところにより書面又は電磁的方法をもって作成する。また、議事録には議長及び議事録署名人2名以上が署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第35条 議長は、会員総会の議事の経過及びその結果を欠席した会員に対し、報告しなければならない。

## 第5章 補 則

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(委 任)

第37条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

(別 表)

### 会員総会議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - (1) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された会員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - (3) 監事が、理事が会員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、会員総会に報告したとき
  - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
  - (5) 会員総会に出席した理事、監事の氏名
  - (6) 議長、副議長及び議事録署名人の氏名
  - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者（書記）の氏名